

平成 23 年 天草市農業委員会第 8 回総会議事録

平成 23 年 8 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（31 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番	滝下清三郎	君
3 番	川崎眞志男	君	4 番	坂上 眞守	君
5 番	梅本 秀幸	君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	稲田 秀敏	君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番		
11 番			12 番	-	
13 番	松本 カヅエ	君	14 番	山本 友保	君
15 番			16 番	大塚 宏	君
17 番	松川 兼光	君	18 番		
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番	平岡 秀樹	君	24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番			28 番	川原 昭雄	君
29 番	前田 達也	君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番		
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（6 名）

10 番	元島 正則	君	11 番	松岡 健吾	君
15 番	森岡 一正	君	18 番	倉田 喜一	君
27 番	池田 裕之	君	36 番	小堀田幸一	君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 幹	中村 政一
主 任	吉田 直哉	主 任	松村 康平
主 事	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 45 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 46 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 47 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 48 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

事務局（森内健二君） 皆さん、こんにちは。お疲れ様です。総会を始めます前に、8月17日にお亡くなりになりました井上委員のご冥福をお祈りしまして、黙禱を捧げたいと思いますのでご協力をお願いします。恐れ入りますけれど、ご起立をお願い致します。

（黙禱）

事務局（森内健二君） お直りください。どうもありがとうございました。ご着席下さい。なお、先日の耕作放棄地の草刈作業におきましては、多数の皆さんにご協力いただきありがとうございました。おかげさまで思ったより早く終了することができました。今後種の植え付け等しばらく作業が続きますけれど、特に本渡地区、五和地区の委員の皆さんにはもうしばらくご協力をお願いしたいと思います。

それではただ今から、平成 23 年第 8 回総会を開会いたします。初めに会長からご挨拶をお願いします。

会長（鬼塚猛清君） 皆さん、こんにちは。先ほど森内局長より黙禱をしていただきましたけれど、皆さん方のご協力本当にありがとうございました。我々同志の井上哲晴委員が8月17日にお亡くなりになったと森内局長より電話をいただきまして、本当にびっくりいたしましたし、皆さん方もさぞびっくりされたこととっております。先月の総会前に井上委員自らお出でくださり、皆さん方に日頃のご迷惑と自分の体調について申し訳ないと話しておられました。今思いますと、最後のお別れにいらっしゃったような気がして残念でなりません。井上委員が少しお疲れのようでしたが、私達全員で井上委員が今後体調を整え強い生命力で生き抜かれ、再度同志として総会に出席されることを願っておったわけですが、本当に残念なことになってしまいました。一昨年前でしたか、有明町で耕作放棄地の解消問題に取り組んだ時、井上委員が率先してお世話をさせていただきました。そのほかにも面倒みていただきましたけれど、井上委員さんの行動力とまじめさが整った素晴らしい方であったと私の心にも永遠に生き続けることと思いますし、安らかにご冥福を祈るだけでございます。本当にお疲れ様でございました。

話は変わりますが、先ほど事務局長の挨拶の中にありました本渡地区の耕作放棄地の再生に向かったの野外研修、今回は楠浦に現場を持ったわけですが、雨の前線が停滞した関係で18日に計画しておりました作業を延期し23日に決行しましたが、あいにくの雨でございました。多数の皆さん方が草刈りにご協力いただいたということで、短い時間に成果が上がったと聞いて本当に頼もしく思っております。お疲れ様でございました。また、今後草の排除なり色々作業がありますけれど、本渡地区と五和地区の委員に計画を練っていただき、また皆さん方にご協力のほどよろしく願い申し上げたいと思

ます。自分の足がなかなか良くならず、思ったよりもひどいと医者から言われまして残念がっておりますけれど、右の大腿骨の壊死と診断されまして自分もたまがとったです。壊死というのは骨が腐れととです。死んどとです。そういうことで今は電気治療で少しは黒い骨の透明性が増したというようなことでございますけれど、まだまだ大分時間が掛かるということでございます。治療に時間が長く掛かるのであるならば、手術して人工骨と入れ替えたらいいのではなかろうかなと自分も考えて、9月の上旬にMRIを撮りましてその時に方向を決めまして、皆さん方と共にがんばって参りたいと思っております。その間、本当に色々にご迷惑掛けますけれど、よろしくお願い申し上げたいと思います。

長くなりましたけれど、ただ今から総会を始めさせていただきます。

事務局(森内健二君) ありがとうございます。本日は、10番元島委員、11番松岡委員、15番森岡委員、18番倉田委員、27番池田委員、36番小堀田委員の6名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願い致します。

議長(鬼塚猛清君) これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長(鬼塚猛清君) それでは、13番松本カツエ委員、14番山本友保委員を指名致します。

議長(鬼塚猛清君) 日程第2、議第45号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括説明をお願い致します。その後、農業委員より説明をお願いします。

主任(吉田直哉君) 議第45号についてご説明申し上げます。お手元の資料の、 をご覧いただきたいと思います。1番について説明します。楠浦町の譲受人 さんは、楠浦町の譲渡人 さんより、楠浦町の田529㎡を売買により取得したいというものです。また、第3条申請と併せて利用権設定の申し出もっております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果については、全部効率利用要件については、住所地从農地までの距離は全て10km以内で容易に通作でき、申請地は水稻を作付けされる計画です。また、農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、今回取得する農地についてもすべて耕作を行なうとのことで、全部効率利用を行なわれると

認められます。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

2番について説明します。五和町の譲受人さんは、埼玉県吉川市の譲渡人さんより、五和町の畑89㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地从農地までの距離は全て10km以内で容易に通作でき、申請地はフキを栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

主事（寺澤大介君）3番について説明します。御所浦町の譲受人さんは、御所浦町のさんより御所浦町の田1,719㎡、畑27,174㎡を贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地从農地までの距離はすべて10km以内で容易に通作でき、申請地は果樹を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

主任（吉田直哉君）4番について説明します。河浦町の譲受人さんは、河浦町の譲渡人さんより、河浦町の畑2,487㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地从農地までの距離は全て10km以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。以上です。

議長（鬼塚猛清君）それでは1番について担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君）1番鬼塚です。1番について説明します。場所は楠浦小学校のあたります。譲渡人のさんは、昨年か今年に農地を売るか貸したいという要望を農業委員会にしておりましたところ、譲受人のさんが経営規模を拡大するためさんの農地を買い受けたいと申請されました。譲受人は以前は経営農地が4反ございませんでしたが、今回利用権設定と併せまして4反5、6畝になります。そういうことで下限面積要件はクリアしておりますし、本人も一生懸命農業をするということでございますので、よろしく審議をお願いしたいと思います。

議長（鬼塚猛清君）ただ今説明しました1番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君）質疑がなければ、1番の件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君）ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に2番について担当委員より説明をお願い致します。

7番（佐々木碩哉君）7番、佐々木です。2番について説明致します。場所ですが、城河

原小学校の でございます。城河原御領線の道路脇にあたります。譲受人の さんは先月か先々月に同じように譲り受けておられますが、一筆だけ残っておりまして 89 m²の道路で取られた後の土地でございます。これを売買によって取得したいということです。なんら問題はございませんので、よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 3 番について担当委員より説明をお願い致します。

23 番（平岡秀樹君） 23 番、平岡です。3 番について説明します。譲受人 さんは譲渡人 さんの孫にあたります。従いまして、爺様から孫への贈与ということになります。譲渡人も譲受人も現在現役でがんばっておられます。当該地でございますが、御所浦町は御所浦本島、牧島、横浦島と人が住んでいる島が 3 つございまして、申請地の牧島は御所浦本島と橋によって続いております。御所浦島には珍しく周囲が山で海が見えないところでございまして、譲受人は中山間直接支払制度にも加入しておられます。それで判りますように決してなだらかなところではございませんが、一つの団地でございまして、SS（スピードプレイヤー）によります防除等で徹底管理した農地を作っておられます。作物は甘夏が 40 年生位だと思われまして。あと、ジューシーオレンジ、パール柑を栽培されておられまして、全部成木でございます。譲受人は 歳で、まだそれほど農業は詳しくないように聞いております。これからがんばっていきたいということでした。問題ないと思っておりますが、よろしく審議いただきたいと思っております。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 4 番について担当委員より説明をお願い致します。

32番（落合正實君） 32番、落合です。4番について説明致します。申請地の場所は、一町田地区に河浦高校がありますけれど、高校の近くに八久保ダムという小さなダムがございます。そのダムサイドを の方に km程登った道路に面しているところでございます。一帯は羊角湾のみかん団地として造成をされた土地ですけれど、みかん園が廃園になりましておそらく30年か40年経っているのではないのかと思います。既に耕作放棄地になっているところでございます。確認に行きましたところ、既に重機をいれてみかんとか雑木の伐根作業とかも進めておられるところでした。譲受人の さんは現在郵便局にお勤めです。勤めの傍ら農業をされているわけでございますけれど、あと1年半位で郵便局を退職されるということで、退職後に野菜とかあるいは椎茸の栽培にも取り組みたいということで計画をされておりまして、適当な場所を探しておられた中で譲渡人との話がまとまったということでございます。耕作放棄地の解消にも繋がりますし、なんら問題はないと思いますので審議をよろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第3、議第46号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願いいたします。

主任（松村康平君） 説明の前に前回の総会で14番山本友保委員よりご指摘がありました、地図に方角を示してほしいという件に関してですが、 の資料の表紙をご覧ください。一般的に地図は資料を見ていただいた時に上が北となっていますので、今後も方角に関してはこのように見ていただけたらと思います。なお方角が変わった場合のみ、これまでどおり方位記号を入れさせていただきます。

それでは4条の説明をします。ご覧いただく資料の番号は です。

1番について説明します。佐伊津町の さんは個人住宅とするため、佐伊津町の畑328㎡を転用したいというものです。既に宅地とされているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

26番（佐藤駿二君） 26番佐藤です。1番について説明致します。場所は佐伊津農協の方になるところで、近所はほとんど宅地化しており、農地は何筆か残っているだけになります。ここは下水道が設置されております。家を作られたのは話を聞きますと昭和50年位ということで、始末書が付いています。なんら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 2番について説明します。佐伊津町の さんは公衆用道路とするため、佐伊津町の畑5.15㎡を転用したいというものです。既に公衆用道路とされているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

26番（佐藤駿二君） 26番佐藤です。2番について説明致します。場所は資料 の3ページの配置図を見てもらいたいと思いますけれど、家の前の道路です。昔からここに道らしき道はなかったですけど、家が建て込んできて写真のように隣の人と土地を出し合っって車が通るような道にしたということでした。よろしく審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 3番について説明します。熊本市の さんは植林し山林とするため、五和町の田 1,870 m²を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりで基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。3番について説明します。ただ今の事務局の説明で始末書について触れてなかったわけですが、始末書が提出してあると思います。6ページの写真を見ていただくと判ると思うのですが、私が写っているところのすぐ隣の木が杉でございます。法面に雑木が生えているのが写っていると思いますが、その先は30年から40年生の杉が植わっている状態です。場所ですが、五和東部ダムの入口より m 位城河原寄りに下ったところでございます、道路のすぐ下でございます。これは先代のお父さんが亡くなる前に植林された木でございます、申請人はその当時は学生だったろうと思います。周囲にはなんら迷惑を掛ける土地ではございません。図面を見ていただくと判るように、申請地のすぐ下は川でございます、その反対側は山でございます。なんら問題はないかと思しますのでよろしくご審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第4、議第47号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願いいたします。

主任（松村康平君） ご覧いただく資料番号は 、 、 です。1番について説明します。川原町の譲受人 さんは個人住宅とするため、熊本市の さんより川原町の畑 224 m²を売買により転用したいというものです。既に宅地とされているため始末書が添付されていません。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地の都市計画区域用途地域となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。1番について説明致します。これまで譲受人のさんが譲渡人さんの家屋を借りておられたそうですけれど、今回売買の話になりまして調べられましたところ、まだ農地として残っていたということで申請に至ったということでございます。建築されてから60年位なるそうでございますけれど、現在はお借りして住んでおられるということです。場所は本渡南小学校の側の道路をm程入って側にm位入った住宅地の真ん中でございます。この写真の上のほうの校舎は、天草高校の校舎です。給水は市水、排水は公共下水道ということで問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 2番について説明します。本渡町の譲受人さんは個人住宅とするため、本渡町のさんより本渡町の田227.37㎡を贈与により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。2番について説明致します。譲受人さんは譲渡人さんの娘の婿ということでございます。今回結婚するにあたりまして、申請地に住宅を建てたいという申請でございます。場所は、染岳の登山道路をm位入ったところからへ120m位行った道路横でございます。ここに配置図がございますけれど、南側に水田がございますが、所有者からは同意書をもってあります。建てられる建物が北側になっておりますのでそこの境界は4、5mは余裕があるものと思っております。本人は将来は畑として利用したいという希望でございました。そういうことで問題はないかと思えます。給水は市水、排水は公共下水道へ流すということです。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願い致します。

主任 (松村康平君) 3番について説明します。浜崎町の譲受人 さんは個人住宅とするため、広島市の譲渡人 さん外2名より北原町の畑 176 m²を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地の都市計画区域用途地域となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しています。以上です。

議長 (鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

35番 (松原高弘君) 35番、松原です。3番について説明します。譲受人の さんは事務局説明のとおり、自己住宅を新築したいというものです。譲渡人の さん、 さん、 さんは姉妹で広島、埼玉在住となっております。今日までの草等の管理は親戚の方が行われております。11ページの地図を見てください。真ん中が申請地で上の方は先ほどの3名名義の土地となっており、下の土地は さんの子、 さん所有となっております。生活排水等は公共下水道へ流されます。周囲は宅地化されており、特に問題はないかと思われまので、よろしくご審議お願い致します。

議長 (鬼塚猛清君) ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局より説明をお願い致します。

主任 (松村康平君) 4番について説明します。本渡町の譲受人 さんは共同住宅、駐車場とするため、本渡町の譲渡人 さんより本渡町の田 232 m²を売買により転用したいというものです。既に共同住宅、駐車場とされているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地の都市計

画区域用途地域となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。4番について説明します。譲受人のさんはただいま事務局説明のとおり、アパート及び駐車場としたいというものです。既に10年程前、アパート駐車場としてあったため始末書が付いております。申請地は土地区画整理地で周囲は宅地化しており、特に問題ないかと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に5番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 5番について説明します。亀場町の譲受人さんは個人住宅とするため、本渡町のさんより本渡町の田272.29㎡を売買により転用したいというものです。既に造成されているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。5番について説明します。譲受人のさんは事務局説明のとおり自己住宅を新築したいというものです。現地の地図と状況は15、16ページとなっております。2年程前造成してありましたので、始末書が付いております。申請地の下のほうは田になっておりますが、この田は譲渡人の所有になっております。生活排水等は公共下水道へ流されます。周囲は宅地化が進んでおり、特に問題ないかと思われまますのでよろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。今担当委員から詳しく説明がありましたけれど、写真を見ますと南側に田があると思ひますが、申請地が北側なので日当たりには関係ないと思ひますが、家が建つということになりますと風とかの影響がありやせんだろうか、

また収穫時期に稲が倒れはせんだろうか、家を建てたことで用水路に家の排水が流れ込ませんじゃろかという心配があるわけです。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。この地図の右側は大きな道路があります。申請地の左側は農業用水路となっております。側溝は大きくて水は大分勢いがあります。左上の方は既に宅地で家が建っております。先程申し上げましたように、南側に2枚田がありますが、譲渡人が栽培しておられ風等は現地を確認しましたが問題ないかと思われま。

議長（鬼塚猛清君） 今の答弁でよろしいでしょうか。

20番（原田康盛君） 近隣の田の所有者が譲渡人ということであれば、よかつじゃなかでしようか。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に6番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 6番について説明します。楠浦町の借受人 さんは公衆用道路とするため、大阪府の貸渡人 さんより楠浦町の田 114 m²を貸借により転用したいというものです。既に公衆用道路とされているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。6番について説明させていただきます。資料 の17ページと18ページを見ていただきたいと思ひます。まず17ページの字図をみていただきたいと思ひます。申請地の手前に がありますけれど、これは大門川を基盤整備して8m位拡張したところなんです。申請地の両側に住宅がございます。これはですね、44、45年前に宅地として地目変更して建売住宅をなされたところがございます。この三叉路から 側へ m位市道が通っていますが、この末端は市道になっていません。今回公衆用道路として使用したいということで申請されました。申請地のところから川までは地目は田でございますが、写真を見ていただくと判りますように柳の木が沢山植わっておりますし、基盤整備も無理してここはしなくていいのではということと、地主も強く基盤整備を断られたために基盤整備から外れております。そういうところがございますので、なんら問題ないと思ひ

ますのでよろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明しました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に7番について事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 7番について説明します。楠浦町の借受人さんは個人住宅及び通路とするため、楠浦町の貸渡人さんから楠浦町の畑265㎡を使用貸借により転用したいというものです。既に通路が整備されており始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地になっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。7番について説明させていただきます。資料の19ページと20ページを見ていただきたいと思います。場所は23日に耕作放棄地の草払いをしていただいたところの横に市道があったと思います。その近くでございます。耕作放棄地からへ100m位登ったところでございます。市道のすぐ横です。この家も40数年経っておりますけれど、この申請地はこの家の手前の黒くなっているところに以前小屋が建っていたようです。畑と知りながら、築山ならばいいんじゃないだろうかというような心安い気持ちでされたそうだったので始末書が添付してあります。借受人と貸渡人は親子関係でございます。借受人は貸渡人の兄弟の子でありましたが、貸渡人に子がいなかったため借受人を養子としたとのことです。借受人は今亀川におります。子供達が大きくなって現在の借家では狭いとのことで、貸渡人の家の前に個人住宅を新築し、貸渡人の面倒も見たいとのことでございます。周囲にはなんら問題はございません。車庫の横に田がありますけれど、南側でございますので日照関係等もなんら問題ないと思います。よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明しました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

28番（川原昭雄君） 28番、川原です。7番も含めてでございますが、4条も5条もずっと見てみますと摘要欄に随分始末書があるわけです。このことについては、私ども農業委員会の機能を、いわゆる法律に照らし合わせて建築をしなければならないということを余りにも理解していないなという反省点を私は考えるわけです。これは4条の自分の土地を

自分が植林することがなんの問題があろうかという意識、そして、5条関係も1番あたりは築60年という説明がありました。戦後66年なんですよ。その間にも関わらず、畑の中に家が建っていると。その認識も近所の人も農業委員も知らなかったと。今まで60年経って申請をして始末書を書いておるからなんら問題はありやっしえんという農業委員の説明であります。これは大いに我々も反省をして、そして皆さんに、市民に徹底をするようなことをすぐにはいきませんので、農地法というのはこういうものですよということをご皆さんに理解をしてもらいたいチャンスだなと思っておりますが、皆さんはいかがなものでしょう。これでいいですかということですか、お尋ねを致します。

議長（鬼塚猛清君） 今川原委員さんからごもっともな話が出てまいりました。始末書については今までも何回となくこの総会の中でも話が出てまいりました。自分達、今農業委員として本当に始末書を添付しての申請は心苦しゅうございます。でもやはり、この小さい旧町でも、楠浦だけの問題であるならば楠浦だけ転用許可申請されていないところはどしどし申請してください、ということもできますけれど、今事務局とも話をしております。いつぞや話したように、苓北町では10数年前、転用申請なされていなかったところを一斉調査されたということも聞いております。自分もそういうことを事務局と話してみましたけれど、この天草市全体をした時に無断転用を調査したらどれだけ申請がくるだろうか。想像以上の始末書付きの転用申請ではないかと思っております。この処理はいつかはせねばならないだろうけれど、これをするならば事務局の事務、人員、整理等莫大な手間が掛かるのではないかと考えております。このことについて皆さん方の意見を聞きたいと思っております。

28番（川原昭雄君） 28番、川原です。仰るとおりこれを事務局が市民向けの広報等やりますと、申請が一斉に出てくる可能性もあるでしょう。しかし、みんながみんなこういうことをしているわけではございませんで、徐々にでも出てくる可能性もあるわけでございます。心配なことは勿論ではございますけれど、これは避けては通れないわけですね。ですから事務局も当然、あるいは司法書士に聞くなどしてどういう方法を執ったほうがいいのかと、いずれは避けて通れない道を歩まなければならないわけでございます。農業委員会の機能を軽蔑ではございませんが、知らない人が一般におられるかもしれない。あるいは知っておる人は農業委員会を重んじて手続きをこまめにやっらっしゃる方もおられるかもしれない。だからこれを心配をするまではないと思っております。当然なことではございますので、一斉にあそこもやろう、申請してなかみかけんやろうという人もおられるかもしれないが、それは止むをえんと思っております。いかがなものでございましょうか。

議長（鬼塚猛清君） ほかの委員さんの意見を聞きます。

8番（稲田秀敏君） 8番、稲田です。確かにもっともな意見と思っておりますが、この件につい

てはまだ第5条の引き続き8番、9番その他ございますのでその後に協議したらいかがでしょうか。

議長（鬼塚猛清君） この件につきましては議案の審議の後で協議するというので、皆さんよろしいですか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に8番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 8番について説明します。本町の借受人社会福祉法人三心会さんは保育園用地とするため、本町の貸渡人宗教法人東向寺さんより本町の田1,330㎡を貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 担当委員であります18番の倉田委員が本日は欠席ですので、事務局より8番について説明します。地図、写真は21、22ページです。場所は本町新休で、のの前です。現在の保育園が老朽化したため、東向寺さん所有地の中学校のテニスコート跡地に建設を計画していたところ、登記地目が農地のままであることが判り、今回申請に至りました。ここは40年以上前から農地ではなかったそうです。本来ならその時に地目変更をなされなければならなかったところであると思います。現在に至るまでの経緯書が添付されています。その他にはなんら問題はないと思いますので、ご審議のほうよろしくをお願いします、とのことでした。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました8番の件につきまして、質疑はありますか。

26番（佐藤駿二君） 26番、佐藤です。場所は私もよく知っているんですけど、テニスコートにした市に始末書ば書かせればどがんですか。

主幹（中村政一君） 大変厳しいご質問でございます。実を申しますと天草市管内の学校用地といいますが、以前、明治時代あたりから個人有地を提供して自分達で建てた学校

というのも結構ありまして、所有地が個人名義の土地に学校が建っている学校用地が沢山ございます。その中には農地地目のまま使用されているという事例もまああるそうです。本町中の場合も同様に市が行うのでいいんじゃないかという風なことでそのまま利用されてきたのではないのかと推測されます。そういった場合は申請者本人に落ち度といいますか過失がないもんですから、経緯を示した顛末書等を添付していただいて申請をいただいているのが現状でございます。お答えにはならなかったかもしれませんが、大体そういったことだと思います。

議長（鬼塚猛清君） 今の説明でよろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。事務局からの説明がありましたけれども、この写真を見ますとですね、ほとんど運動場の状態ですね。40年前からテニスコートがあったということですけど、これこそ始末書問題と思うとですよ。あと、宗教法人東向寺、社会福祉法人三心会これは代表は一緒ですか。これは代表者まで明記したほうがよかと思いません。

主任（松村康平君） 貸渡人、借受人共に代表者は岡部守信さんです。

主幹（中村政一君） 今原田委員さんの方から厳しいご意見をいただきましたけれど、法律的に正式に答弁致しますと、農地法上の許可が必要な場合といたしますのがまず、昭和27年農地法制定以降に農地転用をされた場合、不要な場合は自治体等の公共団体が農地転用をするような場合で、学校用地の場合は平成21年の6月に法改正がある前は、農地法の許可の申請は不必要だったわけですね。だから、そういった絡みもありまして、手続きがされていないケースが多いということでございます。法律改正後、例えば今度五和の統合中学校の建設計画がございますけれど、その場合は農地法の手続きを正式に踏んだ形で手続きをするということで今手続を進めているところでございます。その辺ご理解をいただきたいと思えます。

議長（鬼塚猛清君） 今の答弁でよろしいですか。

20番（原田康盛君） 20番、原田です。農地法で許可が必要になった時点で当時運動場にしていたわけですから、その時に申請をするべきではなかったのかと私は思うわけでございます。なにをしても申請が遅いというわけでございます。

議長（鬼塚猛清君） 事務局にお願いしたいのですが、今のように利用していたけれども申請が出たならばその時始末書を出すのが適当でなかかなと思えます。前から利用されたけんなし崩しじゃなくしてですね、申請が出た時点から再度始まるんじやなろうかとおもうわけです。

7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。今グラウンドのことで随分意見が出ておりますが、実は 小学校のグラウンドも田んぼでございます。今現在の登記も田んぼでございます。これはですね、学校を造る時のグラウンド用地を交渉した時に売買ができなかったんですね。今度返す時は田んぼにして返さにかいかんとです。今田んぼは開田はでけんそうですね。田んぼを新たに作ることは今の法律ではできません。そういうことで、田んぼをグラウンドにできても、グラウンドを田んぼにはでけんそうですね。そういう関係もございまずので、法律は法律でございますが、目をつぶらんばんとこはつぶらないかんと思います。

議長（鬼塚猛清君） 今の件は別です。これはですね、やはり転用する時点で申請するのが当たり前。今まで公共事業そのものは事務局が言ったように、申請は出す必要がなかったんです。新しく農地法が出たためにこういう申請があがったんじゃないかなと思っております。

主幹（中村政一君） 今会長からお話がありましたように、転用の原因となったものが申請者の場合には必ず始末書を添付していただいております。ただし、今回のケースのように転用を実際行ったものが行政だったと。行政が転用した時に学校のテニスコート用地として買収することができなくておそらく賃貸借か使用貸借かで転用というふうになっていたと思います。土地の契約自体を交わす時に、先程佐々木委員さんが仰ったように現状回復をしてお返しをするという契約がもしかしたらあったのかもしれない。そこはちょっと確認はしておりませんが、いずれにしても申請者が転用の原因者であった場合には始末書を添付してもらっています。それ以外の場合には申請者の方から転用された経緯の顛末書を添付した形で申請をいただくようにしております。

議長（鬼塚猛清君） 公共事業をする時は初めから無断転用をしないように申請をしてくださいということをお願いできますか。

主幹（中村政一君） 実を言いますと、行政側が農地を転用する場合には許可不要転用届けに類したものを提出していただいております。その手続きが当時、これは年代が古いのでなかったかもしれませんが、このごろは公共事業で例えば農地をやむにやまれぬ事情で公園化したりするような場合には農地法の許可は要りませんが、届け出を出していただくことで大体対処しております。ただし、所有が移転したわけではない場合は地目変更ができないのでそのまま農地のまま残ったりすることはあると思います。極力は会長が仰るように農地法を遵守した形で行政も色々な事業を進めていくように私たちも注意して指導も含めたところで進めていきたいと思っております。

28番（川原昭雄君） 28番、川原です。甚だ勉強不足ではございますけれど、それでは事務局にお尋ねしますが、例えば公共事業で運動場に提供しますと、いいですな、はいやり

ましょう、という時物件の移動はどうかとですか。その場合、お金は所有者が貰うわけですが、物件の異動、そしてその物件に対する税はどうか。物件が移動しなければ所有権はそのAさんが持つわけですが、Bという地主は行政にあるわけですが。代金は貰う、物件は動かない、いつまでもその人が所有権を、その土地はAさんのものだよと、川原のもんだよといつまでも所有者と思うに違いありません。その点についてご説明を求めます。

主幹（中村政一君） 土地の権利につきましては、所有権がありますし、地上権あるいは使用貸借権、使用収益権そういったものがございます。ですから、土地の現在の使われ方が学校用地であったとしても所有権というのはずっと動かないわけですね。その土地に対する使用する権利を賃貸借で行うのか、あるいは使用貸借で行うのか、あるいは寄付あたりで行うのかとそういった使い方の差ではないかと思えます。ちなみに私の住んでる地域の学校用地というのは、今は市の名義になっておりますけれど、明治時代に個人の地主の人達が土地を出し合って、建物の建設資金まで出し合って建設したというふうなことを聞いております。ちなみに川原委員さんのご出身の天草町にありますとかの土地というのは個人のものでございまして、その土地の使用料というのは賃貸借というかたちで、地代を払ったかたちですずっと使っているというふうに聞いております。そういったかたちで、土地の上にあるものは公共物あるいは公共の施設であっても土地の権利は別物だということでご理解をいただきたいと思えます。

28番（川原昭雄君） 中村主幹の仰ることもわからないわけではございません。しかしながら、いわゆる類別にあるわけですが、それは。だから、この点は農業委員としてしっかりした法律を知らなければ、あすこはこうだよ、あすこはこうだよ、ではいけないわけですが、これは提案でございますが、せっかくここまで来たからには農業委員として市民に指導する権利があるわけです。だとすれば、法律に詳しい方を呼んで大いに勉強しなければならんなど、今々感じがあるわけです。のことを言ったら、あるいは佐々木さんはのことを言ったら、どっちがどうなのか私も知らない、皆さんも知らないところがあるかもしれない。だからこれはお願いでございますが、勉強がいるなど思いがするわけですがどうですか。

事務局（森内健二君） これまで農業委員さんによります自主研修を総会後に行ってきたけれど、一応一回りしたということで終了しました。その後皆さんにご協議いただきまして、外部から講師を招くやり方で研修をしてほしいということでございましたので、それについて私たちの方でも検討していることです。外部から講師を呼ぶとなると時間を決めなければなりませんので、総会が終わってからというわけにはいきません。私たちの

方で議案が少ない日を選んで総会が始まる前に30分なり1時間なりの研修をしたいと思っております。その研修の内容についてですけれどもあくまで自主研修でございますので、委員の皆さんからこういうことについて講師を招いて研修したいというのがあればそういうことをしたいと思っております。今川原委員からご提案ありましたようにこういった法律の勉強をしたいということでございますので、計画をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） よございますか。その場合ですね、事務局とも協議しておるのですが、総会が14時から始まるでしょ。一時間位では挨拶が10分位あれば勉強する時間はしれたもんですね。だから、総会が14時からするのを案件が少ない回に15時から開始するか14時半から開始する等を事務局に任せていただいでできるだけ勉強会の時間を計画してもらいたいと思っております。そういうことでございますか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に9番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 9番について説明します。五和町の譲受人 さんは個人住宅とするため、五和町の譲渡人 さんから五和町の畑258㎡を受贈し転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地になっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

38番（森本文隆君） 38番、森本です。9番について説明します。地図と写真は23、24ページをご覧ください。場所ですが、五和町二江地区324号線から の方へ200m位はいったところになります。譲渡人と譲受人は親子でありまして、譲受人の不二則さんが仕事をリタイアの後帰省され住宅をとのことでありました。現地を確認しましたところ、給水排水等区長の同意書と周囲の同意書も全部取れています。そして、地図のとおり畑が北側と南側にあるわけですが現在全然耕作はされておりませんでした。仮に耕作したとしても影響はないと思っております。よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただいま説明がありました9番の件につきまして質疑はございませ

んか。

(質疑なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (鬼塚猛清君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に 10 番について事務局より説明をお願いします。

主事 (寺澤大介君) 10 番について説明します。有明町の譲受人 さんは植林し山林とするため、有明町の譲渡人 さんより有明町の畑 11,964 m²を贈与により転用したいというものです。なお、申請地は昨年 11 月に農振農用地区域からの除外についてご審議いただき、今年 5 月に除外が承認された案件です。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 2 種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長 (鬼塚猛清君) 次に担当委員より説明をお願いします。

24 番 (山田昭則君) 24 番、山田です。10 番について説明を致します。まず、最初に地図を見ていただきたいと思います。赤崎の海岸から申請地は一番山奥の という集落です。下の配置図を見ていただくとその集落の中で 8 筆点在をしています。写真を見てもらいますと、全部 20 年来放置されている畑です。なかには来年春、植林をしたいという事で今年の春に伐採をされたところもございます。その中には隣接する農地もございますけれども、猪の住処になるから植林して管理をした方がいいのではないかとということで隣接農地の所有者も同意されております。譲受人は現在 歳でございますが、主にイチゴと水稲とミカンを少し作っておられます。別に問題はないかと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議長 (鬼塚猛清君) ただいま説明がありました 10 番の件につきまして質疑はございませんか。

20 番 (原田康盛君) 20 番、原田です。ただいま有明の山田委員から詳しい説明がありましたけれど、この反別がですけど、筆数が 8 筆ですけども、まとまって 5 反とか 1 反とかありますけれど、ここは山林ばかりじゃなくしてですね、果樹園とかなんとかならんとかかなと思うとですよ。有明はミカン産地ですから、みかんか他の果樹作物とかを植えた方がよかつじゃなかつかと思うとですよ。

24 番 (山田昭則君) 20 年来放置してあるわけですが、場所は段々畑で非常に便利の悪いところ。便利のいいところであれば作る人もおるわけですが、現在ではですね、作る

人は一人もおりません。そういうことで20年来放置されたままです。それでこのまましくよりも、山林になして下草でも刈った方が猪の住処にもならんだろうということで隣接者も同意してされておられます。

20番（原田康盛君） 本人が山林にするということで近隣の地権者がよかって言えばそりゃよかつじゃなかつたでしょうか。

議長（鬼塚猛清君） 山の上、段々畑での露地栽培は難かしゅうございます。下手すると品種次第では財産潰すごたる赤字になりませんか、という危険性もあります。今デコボンでさえ、採算が取れない方もおります。平均で良いというだけです。そういう厳しい情勢のなかで山の上でもありますし、面積的にも狭い段々畑と聞いております。

ほかにございませんでしょうか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に11番について事務局より説明をお願いします。

主事（寺澤大介君） 11番について説明します。五和町の借受人社会福祉法人天草市社会福祉協議会会長久々山義人さんは介護施設とするため、御所浦町の貸渡人 さんより御所浦町の畑926㎡を賃貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

23番（平岡秀樹君） 23番、平岡です。11番について説明します。借受人社会福祉法人天草市社会福祉協議会は御所浦町の貸渡人 さんから畑926㎡を介護施設、デイサービスセンターの建設に使用する目的で賃貸借権の設定をしたいというものです。写真と地図は27、28ページとなっております。場所は御所浦の横浦島でございまして、申請地の南側は海、北側は山でございまして。そして、当該地の上に畑がございまして、10㎡位作物が作付けしてあるのが見受けられました。ここの畑は予定地より2m位高台にあります。日照権等の問題はないかと思われまして。ここの同意書や付近の同意書も取り付けてあります。資金計画等問題ありません。生活排水、污水につきましては浄化槽で処理後道路側溝へ流します。雨水はそのまま側溝へ放流します。給水につきましては、市水道を給水されるということでございまして、なんら問題はないかと思われまして、よろしく審議いただきま

すようお願いいたします。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 11 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に 12 番について事務局より説明をお願い致します。

主事（寺澤大介君） 12 番について説明します。栖本町の譲受人 さんは宅地拡張するため、熊本市の譲渡人 さんより栖本町の畑 8.82 m²を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第 2 種農地となっております。次に一般基準ですが、申請地と宅地の間にある里道に関しては市道路整備課への法定外公共物用途廃止申請が提出され受理されております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

29 番（前田達也君） 29 番、前田です。地図と写真が 29、30 ページこちらをご覧くださいと判りますけれど、写真を見ていただくと譲受人 さん宅の前に車が一台とまっています。この車を自宅へ出し入れするのが大変にくいということで、自宅前の譲渡人所有の畑、里道を含んだところを取得したいということでした。駐車場用地として使用されるということです。道を挟んだ向かい側に農地がありますが、別に問題ないと思います。排水も雨水のみですので、用水路に自然排水するということです。現地を確認しましたけれど、なんら問題はありませぬのでよろしくご審議のほどお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 12 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に 13 番について事務局より説明をお願い致します。

主事（寺澤大介君） 13 番について説明します。栖本町の譲受人栖本打田区自治会代表者

浦田健市さんは境内地とするため、栖本町の譲渡人 さんより栖本町の畑 234 m²を贈与により転用したいというものです。既に造成してあるため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

29番（前田達也君） 29番、前田です。場所はですね、天草市栖本支所から 方面に約2km位登ったところがございます。地図と見取図が31ページと32ページがございますけれど、ここはですね、地区の祇園神社、八坂神社がお祭りしてあるんですけど、実はこの場所の相当上のほうに神社があったんですけど、昭和47年の大水害の時に参道が崩壊したりしまして、大変使いにくくなりました。お祭りの時や作業の時に支障があったものですから平成10年の7月に現在の土地を譲渡人から譲り受けて転用されております。この時に転用の申請をされていなかったのが今回始末書が添付してあります。周辺農地の状況もなんら問題ありませんのでよろしくご審議のほどお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました13番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは、日程第5、議第48号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より一括説明をお願いいたします。

主任（吉田直哉君） 議案の説明の前に天草市農業委員会に対する事務委任等に関する規則の一部改正がっておりますので、ご報告いたします。

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画については農業委員会の決定を経て市町村が定めることとなっており、天草市においても、計画の作成と総会審議後の公告の事務を経済部農業振興課が行なっていたところですが、農業振興課との文書のやりとりを省略し事務の効率化を図るため、農業委員会事務局が直接農用地利用集積計画の作成と公告の事務を補助執行という形で行なうこととなりました。

これは今月8日から施行されているため、今総会以降の取り扱いとなります。

それでは議第48号について説明します。

1 番の楠浦町の さんほか利用権の新規設定の計画が 12 件と再設定の計画が 1 件で、総面積は 50,818 m²となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 の(1)の のアに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。

（なしとの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは 13 件の計画について質疑はありませんか。

28 番（川原昭雄君） 28 番、川原です。ただいま法の改正があったということでございますが、従来農業振興課で行っていたことを農業委員会のほうでやりますよということの理解でよろしいですか。支所はそのままですよ。

主任（吉田直哉君） 申請を受け付けてから総会に諮って審議していただくまで今までどおりでございます。支所に関しても同じ取扱いです。ただ申請案件を取りまとめて総会に諮るまでの事務、総会后審議結果を公告する事務、その辺が今まで農業振興課と文書のやりとりをしていたものを農業委員会の事務局が市長の補助執行で行なうということで改正がなされています。

議長（鬼塚猛清君） ほかにございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、1 番から 13 番までについては、計画のとおり決定致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは日程第 6、報告事項について事務局より報告をお願いします。

主任（松村康平君） 報告事項について説明します。本渡町字緑山、畑、70 m²に川原町の さんが農業用倉庫、天草町大江字上木原、畑 7.1 m²に N T T ドコモ携帯電話無線基地局の許可不要転用届けが提出され受理通知されています。以上です。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成 23 年天草市農業委員会第 8 回総会を閉会いたします。

午後 3 時 50 分 閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鬼塚猛清

署名委員 山本友保

署名委員 松本カツエ